

■ 紹介状(診療情報提供書)のない初診の患者様へ

当院では、他の医療機関等からの紹介状(診療情報提供書)なしに、直接来院した患者様については初診に係る費用として、11,000円(税込)を徴収します。

ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りではございません。

※ 初診の患者様とは

- 1.初めて当院を受診される方
- 2.以前の病気が治癒した後、再度受診される方
(例1:けがで通院していたが、風邪などの別の症状で来院した場合)
(例2:風邪が治ったが、再度風邪などの症状で来院した場合)
- 3.任意に診療を中止されて、1ヶ月以上経過した後、再度受診された方
- 4.通院中で、新たに別の診療科を受診する方
(例1:消化器内科通院中、新たに整形外科を受診する場合)
(例2:消化器内科通院中、新たに複数科を受診する場合はそれぞれに徴収)

※ 緊急その他やむを得ない事情とは

- 1.救急車、ドクターへリ等による搬送者
- 2.公費負担医療の受給対象者
- 3.特定健康診査、がん検診等の結果による精密検査
- 4.災害により被害を受けた者
- 5.その他、当院を直接受診する必要性を特に認めた者

令和7年4月1日